

環境センター利用の手引

平成30年10月現在

西多摩衛生組合

環境センター利用の手引

ごみ処理施設「環境センター」は、西多摩衛生組合を構成する青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町(以下「構成市町」という。)の地域内から発生する可燃ごみの焼却処理施設です。

住民の快適な生活を維持するための重要な施設であり、ごみの焼却炉は24時間連続管理され運転しています。

この手引書は、適正なごみの搬入を目指すことにより、施設の維持管理および搬入される方の円滑な利用と構内での作業者の安全を確保することを目的として作成したものです。

1、施設に搬入する前に

ごみを処理する（リサイクルを含む）ことは、どんな方法をとっても環境に対する負荷はゼロにはなりません。生活や事業の中で無駄を省き、再利用等を行うことなど、ごみを発生させないようにすることが最も大切です。

ごみ処理施設で処理できる、ごみの量と質には限りがあります。

発生したごみの、環境負荷をできるだけ小さくするためにも、搬入前に適切な分別をして下さい。

ごみ減量は **3 R** から始めましょう

Reduce (リデュース)	ごみになる物を減らす	「ごみになるものは買わない」 食べきれない量の食品・詰め替え可能な商品の利用等でごみを減量。使い捨て型のライフスタイルを見直しましょう。
Reuse (リユース)	くり返し使う	「ごみとしないで再利用をしましょう」 ものを修理したり、捨てる前に必要としている人に譲るなど再利用をしましょう。
Recycle (リサイクル)	資源として再利用する	「ごみではなく資源として活用」 資源として生かせるよう正しく分別して出しましょう。 再生品を積極的に利用しましょう。

ごみ減量も一人ひとりが実践してこそ効果が表れるものです。

日常生活でごみになるものを買わない、そしてごみを減らす工夫と努力をし、使い捨て型のライフスタイルを見直し資源循環型の街づくりをはじめましょう。

2、ごみの分別区分と種類

ごみの分別種類やリサイクルの取り組みは、構成市町によってそれぞれ違ってきます。ごみの発生する地域内の構成市町の「ごみの分別マニュアルや広報誌」を参照して下さい。

発生したごみは、搬入前に必要な加工（切断や袋詰め等）と適切な分別をして下さい。

3、環境センターに搬入できるごみ（燃やせるごみ）

構成市町の地域内から排出された「燃やせるごみ」で下記条件を満たすもの。ただし、施設で処理することが困難なものを除く。

- (1) 家庭から排出される燃やせるごみ（家庭系一般廃棄物）
- (2) 事業活動に伴って生じた燃やせるごみで産業廃棄物でないもの（事業系一般廃棄物）
- (3) 構成市町のリサイクル施設で選別された可燃性のごみ（選別可燃ごみ）
- (4) その他構成市町指定の可燃性のごみ

※構成市町分別マニュアルの燃やせるごみとして区分してある物で直接焼却炉に投入できない大きさの物を除いたごみです。

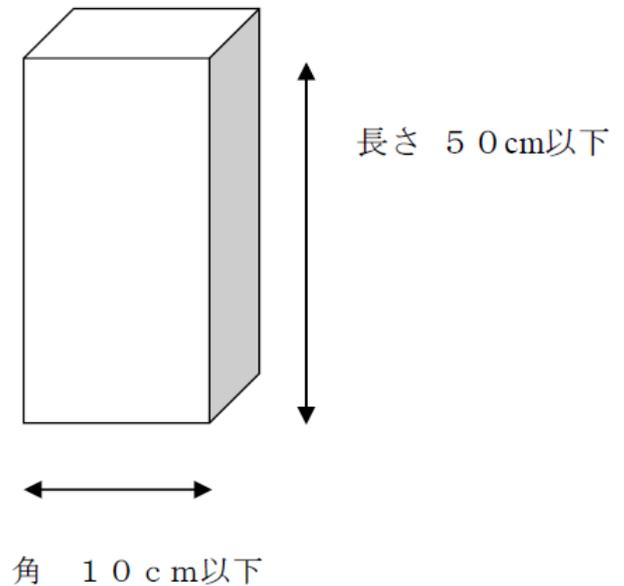
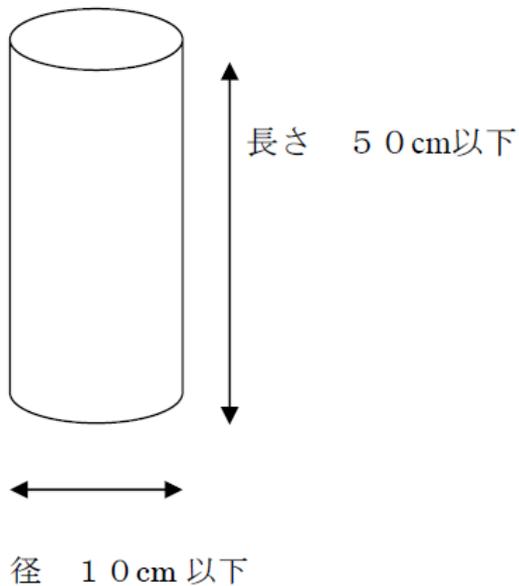
長さ50cm、太さ10cmを超える物は「粗大ごみ」の扱いとなり、搬入受付をすることはできません。すべて、持ち帰っていただきます。

※ 焼却炉にはごみを安定して燃焼させるために、ごみを定量ずつ運ぶ装置が付いています。長いものや大きいものが投入されると、その装置が詰まったり、一定ずつごみが供給できなくなったりして、焼却炉が非常停止し、ごみ処理に影響を及ぼします。そのため、大きさを長さ50cm太さ10cm以下としています。

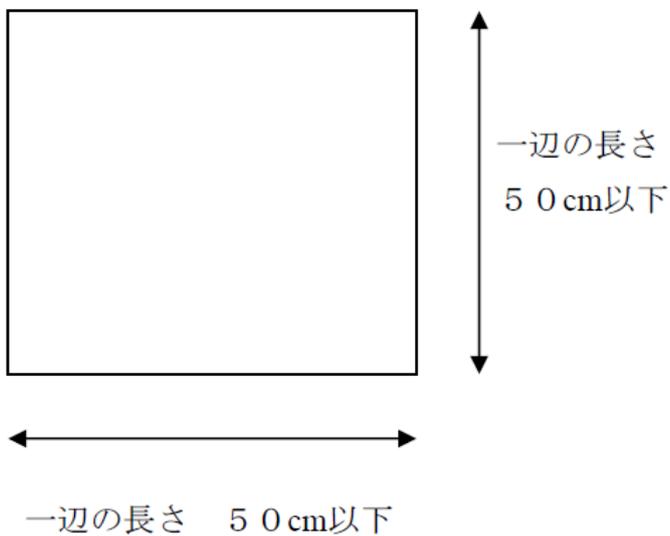
（具体的な形状・寸法等は次ページをご確認ください。）

清掃工場に搬入可能なごみの形状・寸法

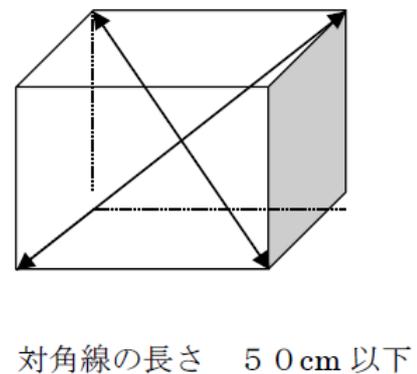
① 柱・棒状の物



② 板状の物



③ 箱形の物



4、搬入の許可

構成市町の住民及び事業者が環境センターに直接搬入する場合は、構成市町の搬入許可を受け、確認の押印のある一般廃棄物管理票（福生市を除く）を、計量窓口に提出し、指定された場所に搬入して下さい。

直接搬入する場合であっても、構成市町の分別区分に準じてきちんと分別して下さい。

5、搬入時の注意事項

- (1) ごみを搬入する者は、廃棄物及び清掃に関する法律等の法令に定める基準等に従って下さい。
- (2) 西多摩衛生組合と地域住民の間で公害防止協定等を取り交わしています。搬入する車両は、道路交通法等を遵守し、運搬経路の交通安全の確保及び環境センター周辺住民の生活環境の保全に留意して下さい。
- (3) 搬入する車両は、清潔の保持に努め、ごみの飛散防止対策及び汚水の漏洩防止等の車両管理を適切に行って下さい。
- (4) 搬入する車両には、排出市町名を掲示して下さい。
- (5) 構内を走行する車両は、指定した搬入経路に従い搬入して下さい。
- (6) 組合の施設内においては、組合職員の指示に従って下さい。
- (7) **ダンピングボックス使用時は、下記事項に注意して使用して下さい。**
 - ・黄色線内に車両が入ったまま動作させないで下さい。
 - ・車両側の囲いチェーンをしてから動作させて下さい。
 - ・周囲の安全をもう一度確認してから動作させて下さい。

6、搬入時間等

- (1) 搬入することができる日は、月曜日から金曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除きます。
- (2) 搬入時間は、午前は、午前8時30分から正午（午後12時）まで、
午後は、午後1時から4時まで
(＊時間内に搬入が完了していること)

ただし、搬入日、搬入時間は臨時に変更することがあります。

7、処理手数料等

直接環境センターに搬入するごみの処理費用は、各構成市町で定め徴収しています。**計量は、10kg単位になり**、計量数値が構成市町に送られ徴収します。

参考	平成30年10月現在	市町別手数料料金
	青梅市	ごみ1キログラムにつき30円
	福生市	ごみ1キログラムにつき30円
	羽村市	ごみ1キログラムにつき30円
	瑞穂町	ごみ1キログラムにつき30円

請求・納入方法は、各市町で異なります**市町窓口にお問い合わせ**して下さい。

8、ごみの搬入形態の分類

- (1) 家庭系 市町又は市町の委託を受け指示された者が搬入する形態。
- (2) 事業系 事業者が直接環境センターに搬入したり、構成市町の許可を受けた収集運搬業者に依頼して環境センターに搬入する形態。

9、搬入ごみの計量

- (1) 環境センターの計量方式は I D カードを利用した(「RFID」という)方式で行っています。

定期的に搬入する車両は専用の I D カードを作成・貸与しています。

不定期および臨時に搬入する車両等の I D カードは窓口で貸出します。

※RFID 形式の計量では、計量機器に簡易無線（1W の電波）を使用しています。このため、医療機器（心臓ペースメーカー）に影響を及ぼすおそれがあるため、搬入従事者に医療機器使用者がいる場合には計量機（台貫）には乗らないようにして下さい。

- (2) 計量の方法には、1 回計量と 2 回計量の 2 種類があります。

① 1 回計量

事前に、空車時の風袋重量と車両の番号を計量のコンピュータに登録することにより、搬入時に車両番号、総重量が計量されると自動計算され計量が完了します。

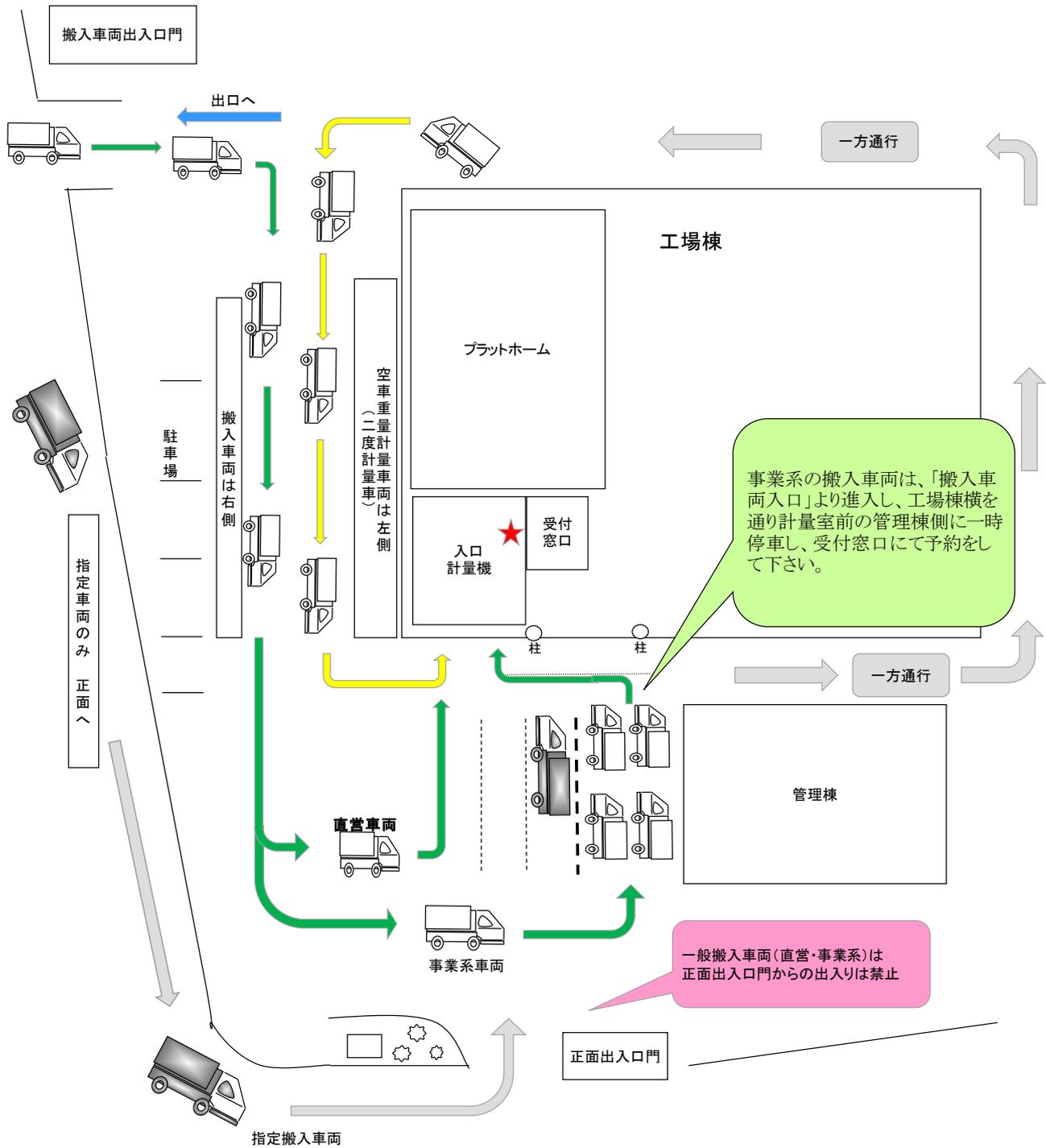
② 2 回計量

搬入時に車両番号と総重量を計量し登録します、搬入終了後再度計量機にて、空車の重量と車両番号を確認し計量します。

10、ごみ搬入車両通行案内図

西多摩衛生組合

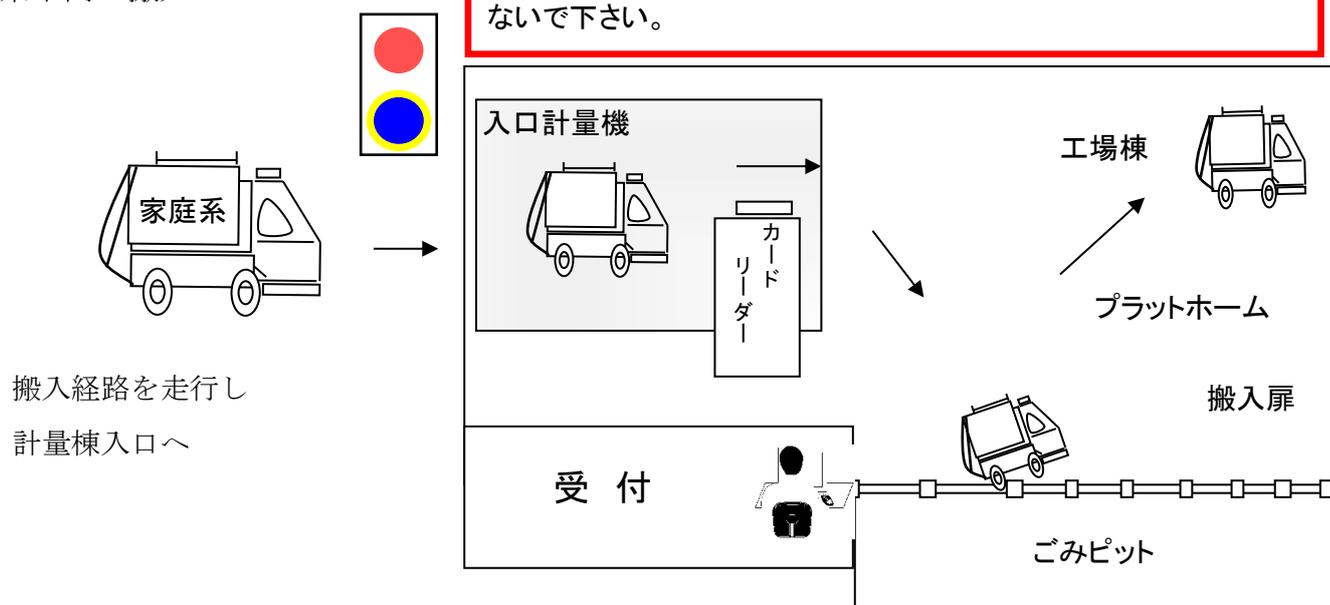
ごみ搬入車両通行案内図 (平成30年10月現在)



1回目計量時 
 2回目計量時 

11、ごみ搬入の方法

家庭系車両の搬入



1 青信号の確認

入口信号灯が青であることを確認する。

2 計量機に進入

ゆっくり乗り降りをして下さい。

3 計量

車両IDカードをかざして計量して下さい。

4 伝票受領

計量機より伝票が発行されます。車両番号・重量等確認して下さい。

2回計量車両は2回目計量時に発行されます。

5 投入扉の指定(行先表示灯に表示されます。)

指定された投入扉に進行して下さい。

6 投入

転倒防止チェーンを必ず装着して投入して下さい。

7 清掃

投入扉付近に落下したごみを清掃する。

また、ごみピットに近づく時は安全带を使用して下さい。

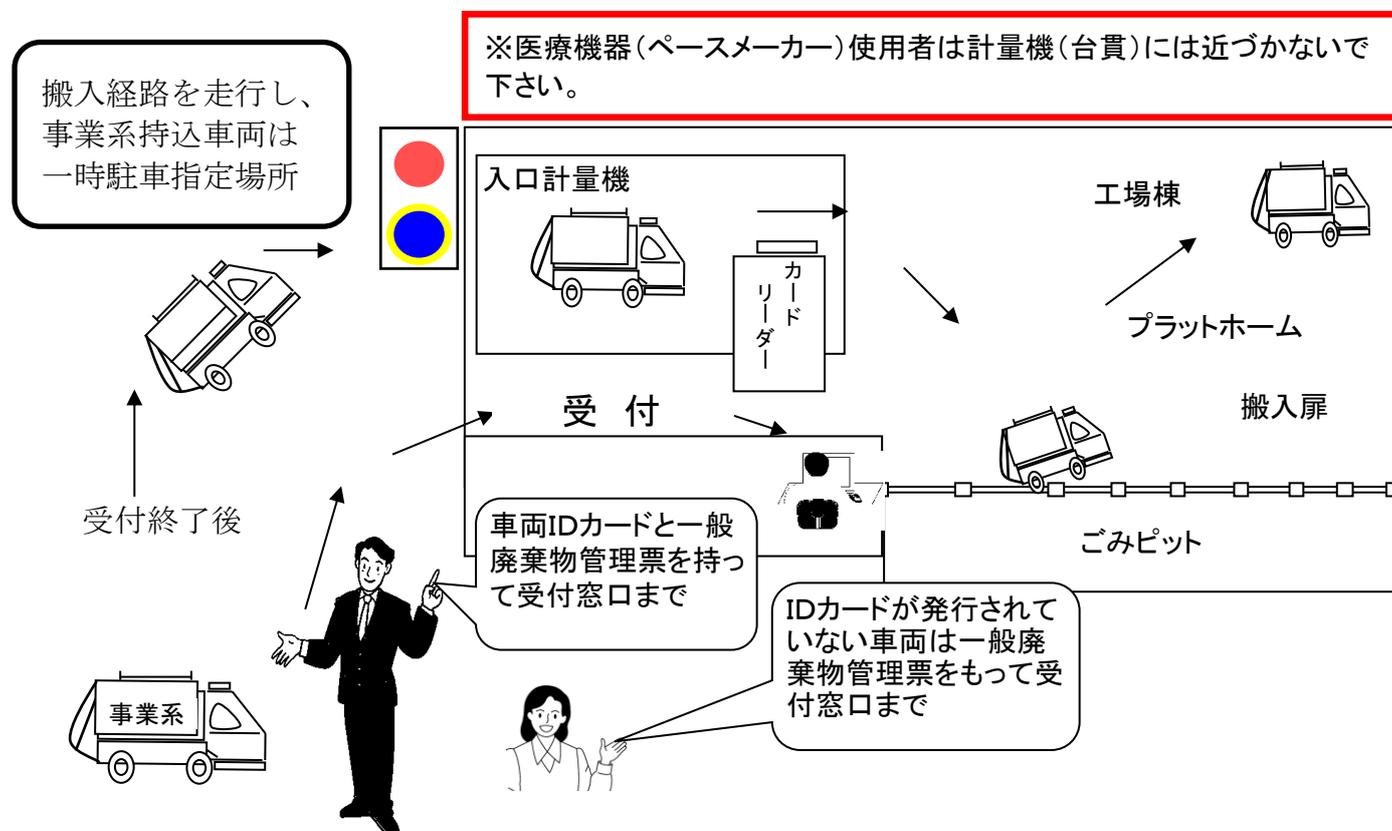
8 退場 (終了)

プラットホーム内の走行は他の車両・設備等に十分注意し徐行走行して下さい。

* 家庭系車両での事業系ごみ搬入時は事業系車両駐車位置に車を停車させ、IDカードと一般廃棄物管理票を持って受入窓口に来て下さい。

事業系持込車両の搬入

- * 登録された事業者の車両で定期的に搬入する車両に対し、車両の専用カードを貸与します。車両1台に対し1枚のカードとなります。
- * 車両IDカードの発行を受けない車両は窓口貸出用カードを利用します。
- * カードが発行された車両が変わったり、廃車になったときは必ず窓口まで返却して下さい。
- * ごみの排出地域市町別は窓口にて設定します。



I 搬入予約

1 駐 車

事業系持込車両を指定された駐車位置に駐車して下さい。

2 受付予約

- 車両専用IDカードの貸出しを受けている車両

車両IDカードと一般廃棄物管理票をもって受付窓口まで来て下さい。

- 車両IDカードが発行されていない車両

一般廃棄物管理票をもって受付窓口まで来て下さい。

3 設 定

受付窓口にて、搬入する業者名、車両の登録を行います。

計量はすべて2回計量となります。

4 予約完了

車両IDカードと受付押印された一般廃棄物管理票を受け取り計量機に進入する。

II ごみ計量と投入

1 青信号の確認

入口信号灯が青であることを確認する。

2 計量機に進入

ゆっくり乗り降りをして下さい。

3 計 量

車両 I Dカードをかざして計量して下さい。

4 伝票受領

計量機より伝票が発行されます。車両番号・重量等確認して下さい。

2回計量車両は2回目計量時に発行されます。

5 投入扉の指定(行先表示灯に表示されます。)

指定された投入扉に進行して下さい。

6 投 入

転倒防止チェーンを必ず装着して投入して下さい。

7 清 掃

投入扉付近に落下したごみを清掃する。

また、ごみピットに近づく時は安全帯を使用して下さい。

8 退 場

プラットホーム内の走行は他の車両・設備等に十分注意し徐行走行して下さい。

9 2回目計量 (終 了)

プラットフォームを出て搬入路の建物側を走行して下さい。

青信号を確認して計量機に乗る。

空車重量を計量し完了します。

※ (貸出カードの車両の場合) カードの回収

窓口で貸し出された車両 I Dカードは計量が完了したら回収します。

放送案内にそって回収ボックスに投入して下さい。